

掛川市告示第59号

掛川市日中一時支援事業実施要綱（平成18年掛川市告示第120号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月22日

掛川市長 松 井 三 郎

第4条第11号を次のように改める。

(11) 社会福祉法人ひつじ

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市日中一時支援事業実施要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。